

令和5年第1回伊佐市議会臨時会

提案理由説明

○ 説明順

議案第38号（降壇）

菱刈庁舎で取り扱う事務手続き（降壇）

令和5年8月8日提出

伊佐市長

令和5年第1回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第38号「伊佐市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第4条第1項の規定により、事務所の位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案1件について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

今回、上程しました条例改正とは別に、ここで新庁舎建設後の菱刈庁舎の在り方について、議長に発言の許可を得ましたので説明させていただきます。

菱刈庁舎については、これまでも菱刈地区の住民の皆様が利用する行政サービスの低下を招くことがないように、民生関連等の窓口、菱刈地区に関連する市営浴場等の業務を行う部署や教育委員会を配置して、継続活用することを説明してまいりました。

これらに加え、農林・建設その他の事業に関連する諸手続などを所管する部署を置くこととし、私のイメージとしては仮称ではありますが「地域事業課」のような名称を考えています。この部署における職員については、経験豊富で事業課等の業務にも精通している担当職員6名程度の配置を検討しています。先に述べた教育委員会などの職員等と合わせると菱刈庁舎において勤務する職員の配置は60名から70名程度を想定していますが、今後、精査を行ったうえで業務の遂行に必要な人員を配置したいと考えています。

重ねて申し上げますが、新庁舎建設後においても、菱刈地区の住民の皆様に対し、菱刈庁舎において行政手続きやご相談、事業申請等の手続きが円滑にできるよう十分に検討を進めて参りますので、ご理解くださいますよう、併せてお願いいたします。

— — — 降 壇 — — —